

ドイツにおける法学教育（一）

—近年の動向を中心に—

折 登 美 紀*

- 一 はじめに
- 二 ドイツにおける法学教育改革
 - (一) ドイツの高等教育制度
 - (二) 高等教育改革
 - (三) 2002年の法曹養成改革（以上、本号）
- 三 ボローニャ・プロセスと法学教育
 - (一) ボローニャ・プロセス
 - (二) ボローニャ・プロセスの法学教育への適用問題
- 四 おわりに —若干の考察—

一 はじめに

いつの時代においても教育の実践には困難が伴うものであろうが、近年は、18歳人口の減少、基礎学力の低下等により、大学における講義やゼミナールで展開される専門科目の理解が覚束ない学生が少なくなく、大学では、e-learning、ミニッツペーパーの活用、復習・確認テストの実施等教育実践に

*福岡大学法学部教授

様々な工夫を凝らさざるを得ない状況にある。わけても、法学部では、法学部を志望する学生が減少傾向にある中で入学定員を確保するため、大学教育の水準を維持し、効果的な教育の展開をすることが難しい状況にある。教育目標を達成し、高等教育機関として要求される人材育成の役割を果たすために、法学教育の意義や在り方を再考察し、教育に反映させていく必要がある。

法学部における法学教育の在り方を問い直すきっかけとなった第一の波は、司法制度改革による法科大学院の創設であった。2001年に出された司法制度改革審議会の「司法制度改革審議会意見書－21世紀の日本を支える司法制度－」（以下、「意見書」）において、「司法制度を支える法曹の在り方」の一つとして法科大学院の創設が提案され、2004年に法科大学院が開設された。それまで、多くの法学部で法曹養成を教育目標の一つに掲げていたが、法曹養成の主たる舞台は、法学部から法科大学院に移行することとなり、法学部の教育目標ないし人材育成目標は再考を迫られることとなった。「意見書」は、法学部教育について、法学部は「法曹以外にも社会の様々な分野に人材を輩出しており、その機能は法科大学院導入後も基本的に変わりはない。法科大学院導入後の法学部教育については、法科大学院との役割分担を工夫するものや、法学基礎教育をベースとしつつ、例えば、『副専攻制』の採用等により幅広い教育を目指すものなど、それぞれの大学が特色を発揮し、独自性を競い合う中で、全体としての活性化が期待される」¹⁾としている。つまり、法曹養成機能を果たすのは法科大学院であると位置づけた上で、法学部は法科大学院と連携を取りつつ法曹養成の役割を分担するという方向、あるいは、法学部を法学に隣接する学問とも融合させながら一種リベラルアーツ型の教育を展開するという方向を模索することにより、法学部教育の独自性が発揮され、大学ごとの個性も発揮され、活性化するとしている。法科大学院創設という現実を前に、各大学は意識的にせよ、無意識的にせよ、法学部における法学教育の目的、内容の再定位を行う必要に迫られたことは事実であろう。

法学教育の在り方を問うきっかけとなった第二の波は、経済情勢の変化とこれに伴う受験生の志望学部の変化である。長らく続いた厳しい就職戦線の影響から、受験生は、大学卒業後の就職を意識し、就職に有利あるいは就職に直結しやすい理系学部を志望する傾向が顕著となった。また、同様の理由で、受験生の資格志向も強まった。大学での教育と卒業後の進路とが直結しにくい、見えにくい法学部は、今や「不人気」学部となっている。かつて、景気動向に左右されず、法曹へ、民間企業へ、公的機関へと、幅広い分野に人材を輩出し、「つぶしの利く」学部として、堅調に受験生を獲得してきた法学部の強みが、今や逆に、明確な進路が見えにくい学部として受験生から敬遠される弱みになっている。

さらに、国際化、グローバル化といった社会の変化がある。法学部で展開される法学教育が、社会情勢の変化に臨機応変に対応してこなかったのではないか。多くの法学部において、国際化やグローバル化に対応した学科、コースの創設やカリキュラムの提供を行ってきたが、それが大学生に十分に咀嚼され、実社会に出たときに生かされているかと考えると、自戒の念を込めて心もとないと言わざるを得ない。実定法の解釈を中心とした大学での座学が、社会の実相、動態の中でどのように関わっているのか、明確に意識づけ、位置づけるような科目設定や授業展開が十分にはなされてこなかったのではないか。あるいは、展開はされてきたが成果が見えていないのか。いずれにせよ、大学で行われる理論と社会における「実務」との接合や実社会との接合を学生にわかりやすい形で意識的に図っていくべきであると考え。国際的に展開する企業取引、国境を越えて移動する人・モノ・情報、複雑化する利益や価値の衝突とそれらの調整、そこに存在する多様な主体との関わり等、社会は高度に複雑に利益が絡み合う。これらの状況に対処するために、法学は必要不可欠であり、法学を体系的かつ専門的に学ぶことができるのは大学の法学部においてである。

本稿は、このような問題意識のもと、法学教育の在り方を探り何らかの方向性を示すことを目的としている。その際、近年、国際化・グローバル化に対応し、卒業後の職業を意識した教育を展開するための法学教育改革を行ってきたドイツを参考にする。特に、ドイツにおける近年の法曹養成改革及びボローニャ・プロセスの適用問題に限定し、法学教育の今後を考える素材とする。

- 1) 司法制度改革審議会「司法制度改革審議会意見書 -21世紀の日本を支える司法制度-」(平成13年6月12日)71頁。

二 ドイツにおける法学教育

(一) ドイツの高等教育制度

ドイツの法学部での法学教育と昨今の法曹養成改革について述べるに先立ち、ドイツの高等教育システムと最近の高等教育改革について、我が国の教育システムとの相違に留意しつつ、概観する。²⁾

まず、よく知られているように、総合大学(Universität)や専門大学(Fachhochschule)といった高等教育機関に入る前の教育システムは、三分岐型のシステムを基本構造としている。生徒は6～9歳まで基礎学校(Grundschule)に通う。基礎学校終了後、①基幹学校(Hauptschule)、②実科学校(Realschule)、③ギムナジウム(Gymnasium)と、進学ルートは大きく三分に分かれる。基幹学校を終了した者の多くは、上位の教育機関に進学せず就職する。実科学校においては主に職業教育が行われ、修了者は更に上級の職業学校あるいは大学進学を目指す者と、就職する者とに分かれる。大学等の高等教育機関への進学を希望する者が行くのが、ギムナジウムである。ギ

ムナジウムは8年制で18歳から18歳までの生徒が通う。①～③の学校の進学に際して、入学試験はなく、生徒の希望や能力等を総合的に考慮して決められる。³⁾

第二に、志望者が集中する一定の学部を除き、大学入学試験は基本的に存在せず⁴⁾、ギムナジウム修了者が卒業試験（Abitur）に合格すれば、それが大学入学資格となる。大学入学資格取得者は自己の希望する大学、学部に入学することができる。ただし、医学部に代表される学生に人気の高い学部については、入学人数に制限（Numerus clausus）があり、Abiturの成績が芳しくない場合には志望する学部に入学できる保証はない。学生の志望が集中する大学、学部においてはAbiturの成績が入学や待機期間が影響する。しかし、これらの入学制限が設けられる学部を除き、基本的には学生の希望に応じた形で入学が決定される。⁴⁾したがって、我が国のような明白な大学間格差や序列ないし学部間格差は存在しない。

第三に、教育に関する事柄は、連邦ではなく州の管轄する事項であり、州が教育課程の編成、教育内容について決定する。教育に関しては、伝統的に州の有する文化高権（Kulturhoheit）の一つとされており、連邦レベルの法は、教育に関する基本的事項を定めるにとどまっている。ドイツ憲法（Grundgesetz, GG）は、高等教育機関の認可と廃止を連邦の専権的管轄事項と定め⁵⁾、大学大綱法（Hochschulrahmengesetz, HRG）は高等教育に関する基本的理念と基本的枠組みを定める。したがって、例えば、州立大学であっても、州によって学費徴収の有無が異なる。また、近時、ギムナジウムの修学年限を9年制から8年制へと短縮したが、これについてもドイツ連邦で同時に一斉に実施されたわけではなく、州により移行時期は様々であった。

第四に、大学等の高等教育機関は、その多くが公立（州立）である。近年、私立大学の設立⁶⁾がみられるが、古くから存在しているのは州立大学である。

州立大学の学費は長らく徴収されることはなく、学生は無料で高等教育を受けることができたが、州の財政難もあって、近年、学費を徴収するところも増えてきた。とはいえ、学費を徴収する大学でも我が国に比べれば格段に低廉である。一方、私立大学はかなり高額な学費を徴収している。⁷⁾

第五に、法令上、職業能力の育成が大学の教育目標とされている。大学大綱法第7条は「大学での教授と勉学は、学生に職業活動 (berufliches Tätigkeitsfeld) の準備をさせるとともに、職業に必要とされる専門的知識、能力、方法を修学過程に応じて習得させ、もって、自由主義的、民主主義的、社会的法治国家において、学生が学問的あるいは芸術の仕事に従事すること及び責任ある行動をとることができる能力を育成しなければならない」とする。一方、我が国の教育法規においては、大学教育は、「高い教養と専門的能力を培う」⁸⁾こと、「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」⁹⁾を目的とすると定められており、職業能力の育成については明記されていない。¹⁰⁾

さらに、近年大学入学者数は増加している。統計によれば¹¹⁾、2011年の大学入学者数は2,380,974名で、2001年に比べて27%の増加である。これは、ギムナジウムの年限を9年から8年に短縮した州において Abitur 取得者が増加したこと、2011年に徴兵制が廃止されたことが影響したものと考えられる。また、Abitur 取得者の大学選択傾向に変化がみられる。州立大学よりも私立大学の人気が高く、総合大学よりも専門大学の人気が高い。特に専門大学と行政専門大学 (Verwaltungsfachhochschule) とに進学する者は、2011年は2001年比で59%の増となっている。¹²⁾

(二) 高等教育改革

ドイツにおいては、大学等の高等教育機関は、州立であり大学間格差はなく学費は無料というのが伝統であったが、既述のような変化がみられるよう

になった。この変化は、国家の統制による画一性から、国家統制の後退と柔軟性への傾斜と表すことができよう。一定の枠組みの中という限定はあるものの入学者選抜試験を大学が実施することが可能になったこと、大学独自の判断で授業料の徴収をできるようになったこと、私立大学が増えたこと等はその証左である。

さらに、国際化、グローバル化の進展の中、国際競争社会に十分対応し得る優秀な人材の育成と確保が求められ、研究と教育の一層の活性化が求められるようになった。1999年に、EU加盟各国の教育担当相の会議の結果出されたボローニャ宣言（Bologna Declaration “The European Higher Education Area”）も、ドイツの高等教育改革に大きな影響を及ぼした。この宣言は、2010年までに「ヨーロッパ高等教育圏」を構築し、学生や教授がヨーロッパを自由かつ円滑に移動することを目指すため、例えば、各国様々な教育システムを標準化することを求めている。この宣言は政治的宣言であって、法的拘束力があるものではないが、大学大綱法の第4次改正（1998年8月20日）において、伝統的な学士（Diplom）と修士（Magister）に変えて、国際的に認知度も普及度も高い学士（Bachelor）と修士（Master）という二段階の学修過程を導入し、教育システム標準化に向けた法的基礎を与えた。¹³⁾

この新しい学修過程を導入するか否かは、義務ではなくそれぞれの大学の裁量によるが、徐々にこの新しい学修過程を導入する大学が増えてきている。一方、この宣言が出された当初から、従来の学修過程を変更し、この構想に適合させるのが困難であるとされていた学部が、医学部と法学部である。医学部及び法学部は、それぞれ医者や法曹の養成機関としての教育を行い、国家試験と密接に結びついていること、さらに、従来のシステムを変更することは医者及び法曹の質の低下につながると考えられた。実際、2011年にドイツ司法相会議は、法学部の法曹養成課程としての教育に悪影響を及ぼすとして、ボローニャ・プロセスの要求する二段階の学修過程への変

更を認めない旨の決定を下した。ボローニャ・プロセスとその適用問題については、次章で詳述する。

さらに、大学教育・研究の活性化のため、競争原理を導入し、予算の重点的配分が行われるようになった。2004年には、当時のシュレーダー首相の提唱により、エクセレンスイニシアティヴ（Exzellenzinitiative）と呼ばれる事業が実施されることとなった。これは、三つの個別事業からなるが、一つが学問継承のための組織的プロモーションプログラムである「大学院設立構想」（Graduierendeschule）、二つ目が国際競争可能な学門・教育組織の創設に対し、特に大学外の主体との連携・協力の下に行われる事業である「研究拠点設立構想」（Exzellenzcluster）、三つ目が先端研究プロジェクト構想である「エリート大学構想」（Zukunftskonzept）である。これらの三種類の事業に各大学が申請し、ドイツ研究振興協会（DFG）とドイツ学術審議会（Wissenschaftsrat, WR）が審査し採択する。採択の第1ラウンドの助成期間は2012年に終了し、現在は第2ラウンドの助成期間（2012年～2017年）に入っている。¹⁴⁾

以上の大学大綱法の数次の改正¹⁵⁾、エクセレンスイニシアティヴの導入から次の諸点が指摘できる。従来の格差のない、ある意味平等であった大学から、エリート大学とされる大学、研究拠点とされる大学等が選別され、個性化・重点化が図られたこと、准教授という職位が加わり大学教育に携わる者の幅が広がったこと、大学外の企業との連携による研究が推進され研究従事者が多様になったこと、学修過程の変更を大学ごとに決めることが可能となり学修過程が一律でなくなったこと、大学が実施する入学者選抜試験の幅が広がったこと等である。ここに、高等教育課程の基本的枠組みを堅持しつつ、国際競争社会の急速な進展、グローバル化に合わせた柔軟性、大学の裁量の拡大、教育提供主体の多様化を図ったことが読み取れる。

（三）2002年の法曹養成改革

（1）法学教育の概要

法学部での法学教育は、我が国とは大きく異なる。¹⁶⁾我が国の法学部は従来から制度上法曹養成とは切り離されていたのに対し、ドイツの法学部は制度上法曹養成機関として位置づけられている。ドイツの法学部の教育目的は法曹養成であり、そのため、法曹資格を得るための試験は大学の法学部を修了していることを条件として行われる。法曹資格を得るためには、司法修習試験（第一次法学試験）(Referendarexamen, Erstes juristisches Examen) に合格後2年間の実務修習を受け、その後、判事補試験（第二次法学試験）(Assessorexamen, Zweites juristisches Examen) を受け合格しなければならない。完全な法曹資格 (Volljurist) を取得するためには、2回の試験に合格すること及び実務修習を受けることが必須である。大学での教育を修了していることが、これらの法学試験の受験要件となっているため、そのこととの関連で大学法学部における法学教育のおおよそは規定される。すなわち、学部での教育は、法曹養成のための法学試験の試験科目について、講義という形式を中心として行われる。具体的には、憲法、民法、刑法、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法等の科目について、法曹資格を得るための法学試験合格を目指して行われる。ただ、講義を受けただけでは法学試験に合格するのは困難であると考えられているためか、大学の教授以外の者による補習授業 (Repetitorium) が盛んに行われており、多くの学生が補習授業に参加している。しかし、法学試験合格に収斂した法学部の授業は、国際化、グローバル化といった社会の実態や大学生の実際の進路と乖離しているという批判が高まり、法学教育を見直し、改革することとなった。これが2002年法曹養成改革 (Reform der Juristenausbildung) である。¹⁷⁾

（2）法曹養成改革

2002年法曹養成改革に繋がった動きとして、1998年の第62回ドイツ法曹大

会 (62. Deutscher Juristentag in Bremen, 1998)¹⁸⁾を挙げておかねばならないであろう。この大会は、法曹養成をテーマとして行われ、興味ある提言をしている。

まず、現代の法曹養成に要求されていることに基づくならば、法曹養成の目的は、①実務にとっての有用性、②競争能力 (Konkurrenzfähigkeit)、③柔軟性の3つであるとする。¹⁹⁾有用性に関して、裁判官職に就くことを目的として行われる現行の法曹養成は現実に相応しておらず、法曹養成は、裁判官のみならず行政法曹 (Verwaltungsjurist)、弁護士、検事等の法曹の育成、さらに、産業界において法律関連分野に携わる人材の養成をも志向するものでなければならないとする。競争力については、法曹養成期間が、ドイツ以外の国の法曹養成期間に比べても、また、他の学問領域における養成期間に比べても長い。これは、競争能力の獲得という点でマイナスであり、質を確保しつつ、より短時間で密度の濃い教育をする必要があると指摘する。柔軟性については、法学教育を受けた者が、法曹以外の別の職に就き活動することを容易にするために、単一的な教育ではなく、より幅広く柔軟な教育を行う必要があるとする。

このような法曹養成の課題認識のもと、法曹の中でも裁判官という一つの職業モデルに合わせた教育は時代にも現実にも合っておらず²⁰⁾、今後は、法的専門知識とともに堅実で優秀な能力をもつ「専門性の確保されたジェネラリスト」(spezialisierte Generalist)として、法曹にとどまらず様々な領域で十分に活躍できるものでなければならないとする。提言は次のとおりである。²¹⁾

- ・大学における法学教育は改革される必要がある。何よりも、基礎がより一層強化されなければならない。学問性、つまり、歴史的観点、学問的観点、及び社会的観点から位置づけられるべきである。
- ・実務との関連性がとりわけ重要である。

- ・法学教育は、国家ではなく大学が実施する試験で修了されるべきである。
- ・大学が修了試験についての責務を負い、重点的教育及び特別の質を確保する。
- ・大学による修了試験の実施は、法曹一元（Einheitsjuristen）を壊すものではなく、法曹一元を維持した中で、いわゆる完全な法曹資格取得者（Volljuristen）という概念を不要なものとする。つまり、完全（Voll）と中途（Minder）という区別はない。
- ・国家が責任をもつべき法曹とは、裁判官、検事、上級公務員と弁護士である。ここで弁護士を挙げている理由は、市民が弁護士に法的助言と法的活動を求め得るようにするのは国家の責任であるからである。
- ・修習（Referendar）として追加教育に受け入れるか否かは、法学部修了者であるかどうかということではなく、当人の志望と能力を基準として判断されるべきである。

これまでの法学教育は、法曹の中でも裁判官資格の取得を法曹養成の到達点とみて、これに対応する教育を行ってきたが、実際は、第一次及び第二次法学試験の両方に合格する者は、法学部入学者の10%程度である。つまり、ほとんどの学生がたどり着くことができず、途中で断念し、法学部以外の別の学部に移るか、民間の企業に就職するか、法曹の中でも弁護士になるかというのが実態である。それにもかかわらず、僅少な者しか到達することができない目標・職業を目指して行われる法学教育は、実際に多くの者の就く職業には意味をなさないのではないかという問題提起とそれに基づく提言といえる。教育は就く職業に役立つものでなければならないという、大学大綱法に規定するドイツの大学教育の目的に鑑みれば、当然の指摘といえよう。

この提言で特に意識された職業は、弁護士である。弁護士にとって必要になる学問、スキル、能力の育成を法学教育の中で行うべきであるという要求は以前より強く存在していた。また、弁護士に加え、民間企業に就職した際

に必要となるスキルや能力の育成も法学部において行われ、その評価である試験についても大学の責任で行われるべきであるとされた。

このドイツ法曹大会の提言が、2002年の法曹養成改革に繋がり、提言の幾つかは、ドイツ裁判官法（Deutsches Richtergesetz, DRiG）の改正に反映されることとなった。法曹養成として想定される職業の多様化、それに見合う教育の展開が主な改正点である。同法5条は「裁判官職の能力は、大学における法学教育と第一次試験、それに続く修習実務及び第二次国家試験を修了した者が、裁判官職の能力を獲得する。第一次試験は、大学における重点領域科目に関する試験と必修専門科目から成る。」と定める。同法5 a条2項で、「法学教育の対象は、必修専門科目と選択科目である重点領域科目から成る」とし、「必修専門科目は、民法、刑法、公法及び手続法であり、それらにはヨーロッパ法関連、法学方法論、哲学的、歴史的、社会的基礎を含んだものとする。重点領域科目は、大学での学修を補足し、専門教育科目間の関係を深化させ、法学の科目間の関連づけ及び法学の国際的関連づけを発見させるのに資する。」とする。同3項では「学修の内容は、司法実務、行政実務及び法的助言の実務を考慮したものとする。これらの実務にとって必要とされる中核的能力（Schlüsselqualifikation）としては、交渉術、対話の展開、レトリック、調停、仲介、尋問、コミュニケーション力である。」と定める。

（3）重点領域科目の導入

新設された重点領域科目（Schwerpunktbereiche）は、各大学が独自に考え設定する科目であり、従来第一次法学試験では憲法、民法、行政法等が試験科目であったが、既述のとおり、重点領域科目も試験科目に組み入れられ、第一次法学試験の30%の配点がなされることとなった。つまり、従来からある必修科目で70%、新たにできた重点領域科目で30%の配点となる。改正前は、法学試験は「国家試験」であり、大学による試験科目の設定、採点評価

はできなかったが、この改正により、試験科目の30%が大学による採点評価となった。また、重点領域科目導入の際、ヨーロッパ化、国際化に対応すること、学問領域間の関連付けを行うこと、学生に早い段階から職業志向を持たせること、法学部の特色化を行うこと等が目標とされた。²²⁾重点領域科目として、各大学は様々なものを設定し、大学の個性を出している。

では、実際どのようなもの科目が設定されているのか。本章末に表にして示す。²³⁾

重点領域科目は、基礎、民事法、刑事法、公法、その他の五分野に大別され、各分野において大学が科目を設定している。全般的には、基礎分野とその他の分野での科目設定が、他の分野に比べて少ない。民事法、刑事法、公法の三分野で一つないし複数の科目が設定されているのは、これらがもともと専門必修科目と直結しやすいことを反映しているものと考えられる。基礎分野では「法の基礎」「法制史」「法哲学」、民事法分野では「家族法」「相続法」「国際私法」、刑事法分野では「犯罪学」「刑事政策」、公法分野では「環境法」「都市計画法」「租税法」等が比較的多く設定されている。大学の個性が特に発揮されているのは、その他の分野であろう。「メディア法」「情報法」「医事法」「文化法」「文化、市場とメディア」といった科目が見受けられる。

また、全分野を概観した特徴として、次の三点を挙げることができる。まず、どの分野においても、国際性を意識・重視しているという点である。「国際私法」「国際法」「ヨーロッパ法」「比較法」「国際商取引」等の科目が非常に多いのは、ドイツ裁判官法5 a条2項に基づき、国際社会への対応を図ったものといえる。これらの科目を修めるためには、英語あるいはフランス語等の文献や資料にあたる必要が生じてくるため、必然的に外国語能力の獲得に資する。第二に挙げられる特徴は、弁護士業や企業法務に携わる場合に必要とされる能力の育成を図ろうとしている点である。民事法分野や刑事法分野に顕著であるが、「民事裁判」「刑事裁判」「法的助言、法形成」「裁判外紛

争処理」等の科目は、交渉術、弁論術、文面作成、マネジメント等のソフトスキルの醸成を促す。第三の特徴は、学問的深化を図ろうとしている点である。「環境法」「比較法」「租税法」等の科目は、法学試験の必修科目を多面的にみる視点を養い、深く理解するのに役立つ。

重点領域科目設定の際に課題とされたことは²⁴⁾、まず一つには重点領域科目の学問性の確保である。すなわち、いわばトピック的な体系性のない科目であってはならず、学部教育の中での有機的関連付けが必要であること、具体的には、必修専門科目と関連付けが確保され、重点領域科目間での関連付け等がなされていなければならない。さらに、個々の大学が評価することになったことから、重点領域科目に対する評価の客観性確保も課題として指摘された。極言すれば、重点領域科目については、履修し授業に参加すれば合格するのではないか、成績評価のインフレ現象が起こるのではないかとの疑念である。また、重点領域科目は新たに設定された科目であるため、教員の負担増になるのではないか、法学部の教員の能力では教えることができないのではないか等、重点領域科目を支える人的資源の面も課題とされた。

重点領域科目が導入されておよそ10年が経過した。この導入については教育の質の維持・向上、職業上の有用性、学問的深化、学生による評価等様々な検討を要し、軽々に評価することは避けなければならないが、司法相は、法曹教育の学問性の向上に役立っている、学生が自発的、あるいは、職業を意識して選択している、大学の個性化に資する等の理由を挙げて、肯定的評価を与えている。²⁵⁾

今後の法曹養成改革による重点領域科目の創設は、従来からの法学部の教育目標である法曹養成（特に裁判官養成）を維持しつつも、弁護士や企業へ就職する学生の実態やニーズ、グローバル化への対応という社会のニーズに応じる改変と、法曹養成との融合を希求したものと見える。

- 2) ここからの記述については、拙稿「ドイツ高等教育行政の動向」広島女学院大学『人間・社会文化研究第6号』（2008年）1頁、木戸裕「ドイツ大学改革の課題 —ヨーロッパの高等教育改革との関連において—」『レファレンス』平成21年5月号9頁を参照。
- 3) ドイツでは、10歳になる前に自分の将来の進路を決めなければならない、このような幼少の時期に判断することに対する批判があった。そこで、10歳になってから最初の2年間をオリエンテーション期間と位置づけたが、三分岐型の教育システムの骨格は維持されている。木戸裕「現代ドイツ教育の課題 —教育格差の現状を中心に—」『レファレンス』平成21年8月号9頁。
- 4) 第3次（1985年）及び第4次（1988年）の大学大綱法（Hochschulrahmengesetz, HRG）の改正により、大学などの高等教育機関による入学者選抜試験が行われるようになった。第3次改正では医学部等の学部において、第4次改正では医学部に限らず、入学制限が行われる学部において、大学が実施することが可能になった。ただし、大学が実施する入学者選抜は一定の割合で行われることとなっている。
- 5) GG (Grundgesetz) Art. 72 Abs. 3 Nr. 6
- 6) 私立大学の設立については、学術会議が認証を行い、認証の際の要件については大学大綱法70条1項で、「大学と同様の教育目的を有する教育を提供するものであること」「教育課程の大部分が当該機関のみで、あるいは、他の教育機関との連携により提供されているか、構築計画の中でそのように予定されていること」「志願者の受け入れ条件が州立大学の条件と同様であること」「主たる教員の雇用は、州立大学の教育活動で求められる能力を有することを条件とする」等とされている。
- 7) 例えば、私立大学として2000年に開校した Bucerius Law School の学費は4年間で約40,000 €（約550万円）、Otto Beisheim School of Management の全過程（16か月）の学費が約35,000 €（約480万円）である。州立大学がほぼ無料であることを考えると極めて高額である。
- 8) 教育基本法7条1項。
- 9) 学校教育法83条1項。
- 10) 法令上は明記されていないが、政府の各種計画や報告書等においては教育機関における職業教育（キャリア教育）の必要性が主張されている。例えば、文部科学省「第2期教育振興基本計画」（平成25年6月14日閣議決定）において、「社会を生き抜く力の養成」のために、学生の主体的学びの確立を、職業的自立にむけた力の育成のために、体系的・系統的なキャリア教育の充実を求めている。
- 11) Statistisches Bundesamt, Hochschulen auf einen Blick 2013
- 12) Statistisches Bundesamt, a.a.O., S. 7
- 13) 大学大綱法19条1項は「高等教育機関は学修教育課程として、バチェラーあるいはバカロレアに相当するもの、及び、マスターあるいはマギスターに相当するものを設けることができる」と定める。前掲注2) 拙稿10頁。
- 14) 第2ラウンドにおいては、大学設立構想についての継続申請が33件で新規申請が12件の合計45件、研究拠点設立構想についての継続申請が31件で新規分が12件の合計43件、エリー

- ト大学構成についての継続申請が9件で新規申請が5件の合計11件となっている。
- 15) 大学大綱法は、主に入学者選抜に関しての大学の裁量を容認した第3次改正（1985年7月1日）、新たな学修過程の導入と入学者選抜の拡大を主要内容とする第4次改正（1988年8月20日）、その後第5次改正（2002年2月23日）、第6次改正（2002年8月8日）、第7次改正（2004年8月8日）が行われた。第7次改正では、入学者選抜に関する大学の選択権が更に強化された。
 - 16) ドイツの法学教育及び法曹養成改革に関する最近のものとして、ミルヤ・シュトルク／高橋明男訳「ドイツにおける法学教育」阪大法学62巻6号、ドイツ、フランス、アメリカ、日本の法曹養成の国際比較に関するものとして、高橋明男「公的部門における法律専門家（一）」阪大法学63巻1号211頁、同「公的部門における法律専門家（二）」阪大法学63巻2号653頁。
 - 17) Gesetz zur Reform der Juristenausbildung vom 11. 7. 2002, BGBl I . 2592. この改正法は2002年制定、2003年施行であることから、2003年法曹養成改革と表わす文献もあるが、本稿では制定年に合わせて、2002年法曹養成改革とする。法学教育に対しては、かねてより、法学部の教育はかなりの部分決定的に試験合格に向けられ、法学の専門的知識や能力獲得という方向に向いていなかったとの批判がなされ、法学に対する正確な理解だけではなく、社会的、経済的にも許容できる法的な具体的事案解決能力が必要であるとの指摘があった。Vgl. Hans Peter Bull, Von der Rechtswissenschaftlichen Fakultät zur Fachhochschule für Rechtskunde? JZ. 2002, S. 977.
 - 18) Edzard Schmidt-Jortzig, Thesen zur Juristenausbildung, ZPR 1998, S. 289-291
 - 19) Edzard Schmidt-Jortzig, a.a.O., 290.
 - 20) 伝統的に、ドイツの法曹養成のための試験に対する信頼度は高く、裁判官に限らず行政官採用においても、法曹資格が優位に働く。この点に関して、ヤン・ヘンドリック・ディートリッヒ／高橋明男訳「法曹優位と専門化傾向の間で —ドイツにおける行政法曹—」阪大法学63巻2号399頁。「官吏法の規定を詳しく見てみると、法曹の優位は現行の職階法においても反映していることが明らかになる。たとえば、連邦職階令21条2項は、上位の行政業務に就くことは、法律学的準備業務を第二次法律学国家試験を合格して終了したすべての法曹に開かれていることが明記されている。」同論文402頁。
 - 21) Edzard Schmidt-Jortzig, a.a.O., 291.
 - 22) Peter Hommerhoff, Die Schwerpunktbereiche: eine Chance für die Fakultäten, ZDRW, S. 62
 - 23) Christian Rolf / Sara Rossi-Wilberg, Die Ausbildung im Schwerpunktbereich und die erste Prüfung an den juristischen Fakultät in Deutschland, Jus. 2007, S. 300-307,
Die Schwerpunkebereiche in der ersten juristischen Prüfung, Jus. 2012, S. 281-288
 - 24) Peter Hommerhoff, a.a.O., S. 67.
 - 25) Peter Hommerhoff, a.a.O., S. 63-64.

大 学	基 礎	民 事 法			刑 事 法	公 法	そ の 他
		家族法 相続法 法的助言及 び 法形成 国際私法	商法及び 会社法	労働法 社会法			
フライブルク	法制史 及び 比較法	民事裁判	1. 商法及 び会社法 2. ヨー ロッパ法及 び国際法と 経済関係 3. 環境と 経済	労働と社会 保障	刑事裁判		情報社会 の法
ハイデルベルク		1. 裁判と 法形成 2. 国際的 企業を考慮 した国際法	1. 企業法 と租税法 2. ヨー ロッパ域内 市場の法、 世界経済と 経済組織	ドイツと ヨーロッパ の労働法、 雇用法、社 会法	刑法及び犯 罪学を考慮 した裁判	国 家 的、 ヨーロッパ 的、国際的 視点でみた 国家と行政	
コンスタンツ		1. ドイツ 市 場 法、 ヨーロッパ 市場法 2. 特に家 族法及び相 続法におけ る法形成、 法的助言及 び法の執行		労働法及び 社会法	ヨーロッパ 及び国際的 事案に係る 刑法と裁判	1. 公法に おける国家 間の人と経 済との関係 2. 環境と 都市計画法 並びに公共 経済法	
マンハイム			1. 保険法 及び銀行法 2. 商法、 競争法、無 体財産法	企業法（経 済 及 び 労 働）	経済刑法、 環境刑法及 び租税刑法	公共経済法 （租税法）	医事法及 び健康法

チュービンゲン	ヨーロッパ法規の基礎	民事裁判	1. 企業法及び経済法 2. 租税及び資金調達	企業法及び経済法における労働法と社会法	刑事裁判における重点課題（例、刑事訴追）	1. 国際法及びヨーロッパ法における重点課題 2. 公共経済、インフラと環境	
アウグスブルク			1. ドイツ企業法及び国際企業法、租税法 2. ドイツ私法市場法及び国際資本市場法、工業所有権保護	企業における法：労働法	経済刑法及び国際刑法	1. ヨーロッパ法、国際私法、ヨーロッパ私法 2. ドイツ及び国際上の環境と経済統制法	
バイロイト		1. 契約作成（方法論、現代的契約のタイプ） 2. 国際法	1. 著作権法及び競争法 2. 企業法及び租税法		経済刑法及び租税刑法	1. 国際法 2. 経済行政法及び環境法	
エアランゲン・ニュルンベルク	法の基礎	国際法及びヨーロッパ法	経済法	企業法規及び労働法規	犯罪学	1. 国際法及びヨーロッパ法 2. 国家と行政	
ミュンヘン	法学の基礎	国際私法、ヨーロッパ私法、外国の私法、国際手続法、ヨーロッパ手続法、外国の手続法	競争法、著作権法及びメディア法	企業法及び労働法	刑事裁判、刑事弁護、予防	ヨーロッパ公法及び国際公法	
パッサウ	法と国家の基礎	民事裁判	会社法、市場経済法及び租税法	労働と社会保障	刑事裁判	1. 法の国際的ディメンション 2. 外国法	行政における情報法と通信法

レーゲンスブルク	現代法規の基礎	ドイツ民事手続法、ヨーロッパ民事手続法、国際私法	1. 会社法、商法、租税法 2. 企業における労働と資本 3. 企業健全化	1. 労働法及び社会保障 2. 企業における労働と資本 3. 租税法と社会法	現代社会における刑法（刑事弁護、少年法、犯罪学等）	ヨーロッパ統合プロセスにおける中央ヨーロッパと東ヨーロッパ（東欧に関するヨーロッパ法）	情報社会の法
ヴェルツブルク	法の基礎		1. ヨーロッパ及び国際間における法と経済の関わり 2. 経済と租税	労働と社会	犯罪学	1. 政治、政府、行政 2. ヨーロッパ公法と国際法	
ベルリン自由	法の基礎		1. 企業法及び経済法 2. 労働法及び比較法	労働法及び比較法	刑事裁判及び犯罪学	法規の国際化（国際法、ヨーロッパ法等）	国家の判断とその統制
ベルリン・フンボルト	法の現代史	民法上の法的助言及び法形成	私法及び経済法のヨーロッパ化と国際化		ドイツの刑事裁判及び国際刑事裁判	1. 国家と行政の変容 2. 国際連合とヨーロッパ統合の法 3. 外国法	法形成と法政策
フランクフルト（オーデル）		1. 民事裁判 2. 国際法	経済法	経済法における労働法と社会法	刑事裁判	1. 国家と行政 2. 国際法	学際的法学（法の生成と法の実現）
ポツダム	法の基礎	1. 民事裁判、国際私法、国際訴訟法 2. 国際法	私的経済法	私的経済法	経済刑法、租税刑法 経済刑法	1. 国家－経済－行政 2. 国際法	フランス法
ブレメン			ヨーロッパ経済法、国内経済法	超国家的コンテキストにおける労働法、社会法	ヨーロッパの刑法と刑事政策	1. 民主主義、人権、基本的自由 2. 環境、技術、経済	健康法及び医事法

ハンブルク	ヨーロッパ法制史	1. 家族法、相続法及び民事手続法 2. 国際私法、ヨーロッパ私法、比較法	労働法、商法、会社法	1. 労働法、商法、会社法 2. 労働法上の事案に係る社会法	犯罪と犯罪のコントロール	1. 都市計画法、経済行政法及び環境法 2. ヨーロッパ法及び国際法 3. 財政制度及び租税法	1. 法の経済分析 2. 情報法及び通信法
ブツェリウス・ロー・スクール		ヨーロッパ法及び国際法	1. 企業と租税 2. 経済法	経済、労働及び社会における労働法と社会法		経済と行政	文化、市場とメディア
フランクフルト (アム・マイン)	法の基礎	労働、社会状況及び生活における家族法	企業と財政	労働、社会状況、生活	犯罪学	法の国際化とヨーロッパ化	法によるコントロール
ギーゼン		1. ドイツ家族法・相続法における形成と手続、国際家族法・相続法における形成と手続 2. 法のヨーロッパ化及び国際化	経済法	労働法と社会法	刑事司法 犯罪学	1. 法のヨーロッパ化と国際化 2. 都市計画、環境、経済、行政	
マールブルク	私人の法 (ローマ法制史、私法の歴史)	私人の法 (家族法・相続法、損害賠償法、賃貸借法等)	企業の法 (有限会社法、企業税法等)	企業の法 (団結、労働協約、労働争議に関する法等)	国内の刑事裁判及び国際的刑事裁判	1. 国家と経済 2. 国際法及びヨーロッパ法	医事法及び薬事法
グライフスヴァルト			経済の法	経済の法	犯罪学及び刑事裁判	1. ヨーロッパ法及び比較法 2. 国家と行政 3. 租税法	

ロストック		法的助言 (弁護士を 目指す法曹 養成)	1. 国際経 済法及び法 律用語 2. 中小企 業法	中小企業法	刑事弁護	環境と都市 計画	通信法
ゲッティンゲン	歴史的・哲 学的法の基 礎	ヨーロッパ の私法及び 訴訟法	経済法及び 労働法	経済法及び 労働法	犯罪学	国際公法及 びヨーロッ パの公法	私的及び 公的メ ディア法
ハノーファー	法の生成と 法の実現	国家統合の 法と法の執 行	1. 労働、 企業、社会 における商 法、会社法、 経済法 2. ヨー ロッパ域内 市場	労働、企業、 社会におけ る労働法と 社会法	刑事訴追と 刑事弁護	1. 国家統 合の法と法 の執行 2. 経済行 政法及びイ ンフラ行政	
オスナブリュック	ヨーロッパ 私法、国際 私法及びこ れらの歴史 的基礎	1. ヨー ロッパ私法、 国際私法及 びこれらの 歴史的基礎 2. 裁判、 法的助言及 び法の形成	1. ドイツ 及びヨー ロッパの企 業法、資本 市場法 2. ドイツ 及びヨー ロッパの競 争法と著作 権法 3. ドイツ 及びヨー ロッパの公 産と公務 4. ドイツ 及びヨー ロッパの経 済法	ドイツ及び ヨーロッパ の企業法と 資本市場法		1. ヨー ロッパの公 法とその基 礎 2. ドイツ 租税法及び ヨーロッパ 租税法	
ビーレフェルト		私的法形成 と訴訟遂行	1. 経済法 的助言 2. 国際的 商取引	労働と社会 的保護	1. 犯罪学 2. 刑事手 続及び刑事 弁護	1. EU に おける公共 経済 2. EU に おける環境 法、工業法、 都市計画法	移住と社 会的統合

ボッフム		家族、財産 と手続	1. 企業と 競争 2. 国際経 済及びヨー ロッパ経済	労働及び社 会における 労働法と社 会法	刑事弁護、 刑事訴訟法 と犯罪学	1. 経済行 政、環境と インフラ 2. 租税と 財政	
ボン		1. 民事裁 判、弁護士 業と公証人 2. 比較法、 ヨーロッパ 及び世界的 法の統一、 国際私法、 越境する商 取引	企業、資本 市場及び租 税 経済及び競 争	労働及び社 会保障	犯罪学	1. 国際化 過程におけ る国家と憲 法 2. ドイツ 及びヨー ロッパの環 境法と都市 計画法、経 済法インフ ラ法 3. 世界及 びヨーロッ パの経済関 係法	
デュッセルドル フ			1. 経 済 法・無体財 産法 2. 経 済 法・競争法 3. 経 済 法・企業法 4. ドイツ 及 び ヨ ー ロッパの企 業法、資本 市場法	ドイツ及び ヨーロッパ の企業法 ドイツ及び ヨーロッパ の資本経済 法	経済法	1. 公共経 済法及び環 境法 2. 国際法 及びヨー ロッパ法 3. 租税法	政治の法
ケルン	私法の歴史 及び司法の 比較	1. 裁判と 公証人 2. 世界の 私法	1. 企業法 2. 著作権 法及び競争 法 3. 金融と 消費者保護 4. 国際私 法、経済法 及び手続法 5. 租税法 及び貸借法	労働法及び 社会法	1. 犯罪学、 少年法、行 刑 2. 国際刑 法、刑事手 続、刑法の 実務	1. 国法 2. 行政法 3. 国際法 及びヨー ロッパ法	1. 宗教、 文化と法 2. メ ディア法 及び通信 法 3. 海外 の大学と の共通学 修過程

ミュンスター	国際法、ヨーロッパ法、国際私法（憲法史、ローマの物権法等）	1. 法の形成及び裁判外紛争処理 2. 世界の法、ヨーロッパ法、国際私法	1. 経済と企業 2. 租税法	労働と社会における労働法と社会法	1. 犯罪学 2. 法の形成及び裁判外紛争処理	1. 国家と行政 2. 国際法、ヨーロッパ法、国際私法 3. 法の形成及び裁判外紛争処理	情報法、通信法及びメディア法
マインツ	法の教授法と歴史	1. 国際私法及び国際手続法 2. 家族法及び相続法	1. 会社法及び資本市場法 2. 経済及び行政Ⅱ 3. ヨーロッパ及びドイツのカルテル法及び競争法	ドイツの労働法及びヨーロッパの労働法		1. 国際公法 2. 経済と行政Ⅰ（営業法、環境法と都市計画法） 3. 租税法	1. メディア法 2. 文化法
トリアー	ヨーロッパの法発展の基礎		企業法	労働法と社会法	経済刑法、犯罪学及びヨーロッパの刑法	環境法と工業法	
ザールブリュッケン			ドイツ及びヨーロッパの契約法、経済法	ドイツ及びヨーロッパの労働法、社会法		1. 国際法、ヨーロッパ法、人権保護 2. ドイツ税法及び国際税法	1. ドイツ及び世界の情報法と医事法 2. フランス法
ドレスデン		法の形成、訴追及び裁判外紛争処理	経済法	経済法	刑法の基礎と実務	1. 国際法 2. 工業法及び環境法	学際的視点での法と法学
ライプツヒ	法の基礎	法的助言、法の形成、法の執行	1. 銀行法及び資本市場法 2. 企業、労働、租税	企業、労働、租税	犯罪学	1. 国家と地方行政 2. 国際法及びヨーロッパ法	メディア法及び情報法

ハレ・ヴィッテンベルク		レトリック実務	ドイツ経済法、ヨーロッパ経済法	労働法、社会法、消費者法	犯罪学	1. 国家と行政 2. 国際法、諸国間の法、ヨーロッパ法	
キール	法の歴史的哲学的基礎	1. 民事裁判 2. 国際私法及び比較法	1. 経済法：租税法 2. 経済法：カルテル法及び著作権法	経済法：労働法	犯罪学	1. 国家と行政 2. 国際法及びヨーロッパ法	
イエナ	法及び法学の基礎		経済法	労働関係と社会的保護	犯罪学	公共統治	

Christian Rolfs / Sara Rossi-Wilberg, Die Ausbildung im Schwerpunktbereich und die erste Prüfung an den juristischen Fakultäten in Deutschland, Jus 2007, S.300-307 記載の表を引用翻訳